

帝京科学大学学則

第1章 目 的

(目 的)

第1条 本学は教育基本法に基づき、広く知識を授け人格の陶冶を図り、知的及び応用的能力を展開させると共に、深く専門の学術を教授・研究し、国際的視野に立って、日本国の発展に貢献できる有為な人材を養成することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、その教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関することは、別に定める。

第2章 学部・学科その他教育関係センター及び学生定員

(学部・学科・学生定員)

第2条 本学の学部・学科その他教育関係センター及び学生定員は、次のとおりとする。

1

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
生命環境学部	生命科学科	100人	10人	420人
	自然環境学科	100人	5人	410人
	アニマルサイエンス学科	290人	5人	1170人

2

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
医療科学部	理学療法学科	80人		320人
	作業療法学科	40人		160人
	柔道整復学科	30人		120人
	東京理学療法学科	80人		320人
	東京柔道整復学科	90人		360人
	看護学科	80人		320人
	医療福祉学科	50人	10人	220人

3

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
教育人間科学部	こども学科	50人	5人	210人
	幼児保育学科	100人		400人
	学校教育学科			
	小学校コース	40人		160人
	中高理科コース	20人		80人
	中高保健体育コース	40人		160人
	中高英語コース	30人		120人

4 本学に次の教育関係センターを置く。

- 一 総合教育センター
- 二 医学教育センター
- 三 教職センター

(大学院)

第2条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規程は、別に定める。

第3章 修業年限・在学期間・学年・学期及び休業日

(修業年限)

第3条 修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第4条 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、第14条及び第14条の2並びに第14条の3の規定により入学した学生は、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

(学 年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

- 前 期 4月1日から9月30日まで
- 後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日でも、特に授業を行い、又は試験を行うことができる。

- 一 日 曜 日
- 二 国民の祝日に関する法律に定める休日
- 三 春期休業
- 四 夏期休業
- 五 冬期休業

(臨時休業日)

第8条 前条の規定にかかわらず、臨時に休業日を定めることができる。

第4章 入学・退学・転学・留学・休学及び除籍

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- 一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- 二 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 三 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 四 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 七 その他、本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学の出願）

第11条 前条の資格がある者で本学に入学を志願する者は、本学所定の入学願書に別に定める書類及び第30条に定める入学検定料を添えて、願い出なければならない。

（入学者の選考）

第12条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続）

第13条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書（保証人連署のもの）その他所定の書類を提出するとともに、第30条に定める入学金及び授業料等を納めなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（編入学）

第14条 生命環境学部及び医療科学部医療福祉学科に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上相当年次に入学を許可することができる。

- 一 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - 二 学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者
 - 三 他の大学に一定期間在学し、所定の単位を修得して退学した者
 - 四 その他本学において、前各号の者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 教育人間科学部こども学科に編入学することのできる者は、前項各号の一又は大学を卒業した者に該当し、新たに保育士資格、幼稚園教諭一種免許、小学校教諭一種免許

又は学位の取得を目的とする者とし、選考の上相当年次に入学を許可することができる。

3 前2項の規定による編入学のほか、他の学科に編入学を志願する者があるときは、定員に欠員がある場合に限り、選考の上相当年次に入学を許可することができる。

4 前3項の規定により編入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(再入学)

第14条の2 本学を退学した者又は除籍された者で、本学に再入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(学士入学)

第14条の3 本学を卒業した者又は他の大学を卒業した者で本学への入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により学士入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(転学部・転学科及び本学への転入学)

第15条 本学の学生であって自学部内への転学科・転コース若しくは他学部への転学科を志願する者又は他の大学の学生であって本学に転入学を志願する者に対しては、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により自学部内への転学科・転コース若しくは他学部への転学科又は転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(退学・他大学への転入学)

第16条 退学又は他の大学に転学しようとする者は、その事由を明らかにし、保証人連署の退学願又は転学願を提出し、学長の許可を受なければならない。

(留 学)

第17条 本学の学生であって外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を受けて留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第28条第1項に定める在学期間に算入することができる。

3 第25条第2項の規定は、外国の大学へ留学する場合に準用する。

(休 学)

第18条 疾病その他の事由により、引き続き3ヶ月以上修学することができない者は、その事由を明らかにし、保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病による事由の場合には、診断書を添付しなければならない。
- 3 学生が疾病その他の事由によって修学することが適当でないと認められる場合には、休学を命ずることができる。
- 4 休学期間中であっても、その事由が消滅した場合には保証人連署の復学願を提出し、学長の許可を受けて復学することができる。

(休学期間)

第19条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、許可を得て引き続き休学することができる。

- 2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第4条の在学期間には算入しない。

(除 籍)

第20条 次の各号の一に該当するものは、除籍することができる。

- 一 第30条に定める授業料等の納付を怠り、督促してもなお納入しない者
- 二 第4条に定める在学期間を超えた者
- 三 前条第2項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
- 四 休学期間を満了しても、何等の手続きをしない者
- 五 死亡又は長期にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法

(授業科目の区分)

第21条 授業科目は、共通科目及び専門科目に分ける。

- 2 前項に規定する科目のほか、必要に応じて特別科目を置くことができる。

(授業科目の種類・単位数)

第22条 共通科目及び専門科目の授業科目並びに単位数は、別に定めるところによる。

(授業期間)

第22条の2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とし、各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。

(授業の方法)

第22条の3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 第1項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を校舎及び附属施設

以外の場所で行うことができる。

5 第2項により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(履修方法)

第23条 生命環境学部の学生は、次の区分によって授業科目を履修し、124単位以上を修得しなければならない。

一 生命科学科

(1) 共通科目については、教養、語学、保健体育、データサイエンス、キャリア、ゼミの分野から履修すること。

ア 教養については、14単位以上（人間、社会、文化で合計6単位以上、自然で6単位以上）

イ 語学は、生命コースおよび生命・健康コースについては、英語科目を4単位以上、臨床工学コースについては、英語科目を含み4単位以上

ウ 保健体育は、臨床工学コースについては、1単位以上

エ データサイエンスについては、2単位以上

オ ゼミについては、2単位

(2) 専門科目については、76単位以上

二 自然環境学科

(1) 共通科目については、教養、語学、保健体育、データサイエンス、キャリア、ゼミの分野から履修すること。

ア 教養については、18単位以上（自然で4単位以上を含む。）

イ 語学については、4単位以上

ウ データサイエンスについては、2単位以上

エ ゼミについては、2単位

(2) 専門科目については、76単位以上

三 アニマルサイエンス学科

(1) 共通科目については、教養、語学、保健体育、データサイエンス、キャリア、ゼミの分野から履修すること。

ア 教養については、12単位以上（自然で4単位以上を含む。）

イ 語学については、4単位以上

ウ データサイエンスについては、2単位以上

エ ゼミについては、2単位

(2) 専門科目については、76単位以上

2 医療科学部の学生は、次の区分によって授業科目を履修し、理学療法学科、作業療法学科、柔道整復学科、東京理学療法学科、東京柔道整復学科及び医療福祉学科は124単位以上、看護学科は125単位以上を修得しなければならない。

一 理学療法学科

(1) 共通科目については、教養、語学、保健体育、データサイエンス、ゼミの分野から、必修科目 8 単位を含め、16 単位以上履修すること。

(2) 専門科目については、専門基礎科目を含み 108 単位以上

二 作業療法学科

(1) 共通科目については、教養、語学、保健体育、データサイエンス、ゼミの分野から、必修科目 6 単位を含め、16 単位以上履修すること。

(2) 専門科目については、専門基礎科目を含み 105 単位以上

三 柔道整復学科

(1) 共通科目については、教養、語学、保健体育、データサイエンス、キャリア、ゼミの分野から、必修科目 12 単位を含め、14 単位以上履修すること。

(2) 専門科目については、専門基礎科目を含み 106 単位以上

四 東京理学療法学科

(1) 共通科目については、教養、語学、保健体育、データサイエンス、キャリア、ゼミの分野から、必修科目 6 単位を含め、14 単位以上履修すること。

(2) 専門科目については、専門基礎科目を含み 109 単位以上

五 東京柔道整復学科

(1) 共通科目については、教養、語学、保健体育、データサイエンス、キャリア、ゼミの分野から、必修科目 14 単位を含め、14 単位以上履修すること。

(2) 専門科目については、専門基礎科目を含み 102 単位以上

六 看護学科

(1) 共通科目については、教養、語学、保健体育、データサイエンス、キャリア、ゼミの分野から、必修科目 13 単位を含め、20 単位以上履修すること。

(2) 専門科目については、専門基礎科目を含み 105 単位以上

七 医療福祉学科

(1) 共通科目については、教養、語学、保健体育、データサイエンス、キャリア、ゼミの分野から、必修科目 10 単位を含め、10 単位以上履修すること。

(2) 専門科目については、専門基礎科目を含み 24 単位以上

3 教育人間科学部の学生は、次の区分によって授業科目を履修し、124単位以上を修得しなければならない。

一 こども学科

(1) 共通科目については、教養、語学、保健体育、データサイエンス、キャリア、ゼミの分野から履修すること。

ア 教養については、8 単位以上

イ 語学については、2 単位以上

ウ データサイエンスについては、2 単位以上

エ ゼミについては、2 単位

(2) 専門科目については、90 単位以上

二 幼児保育学科

(1) 共通科目については、教養、語学、保健体育、データサイエンス、キャリア、ゼミの分野から履修すること。

ア 教養については、8 単位以上

イ 語学については、3 単位以上

ウ データサイエンスについては、2 単位

エ ゼミについては、4 単位

(2) 専門科目については、90 単位以上

三 学校教育学科小学校コース

(1) 共通科目については、教養、語学、保健体育、データサイエンス、キャリア、ゼミの分野から履修すること。

ア 教養については、8 単位以上

イ 語学については、3 単位以上

ウ データサイエンスについては、2 単位以上

エ ゼミについては、10 単位

(2) 専門科目については、70 単位以上

四 学校教育学科中高理科コース

(1) 共通科目については、教養、語学、保健体育、データサイエンス、キャリア、ゼミの分野から履修すること。

ア 教養については、8 単位以上

イ 語学については、3 単位以上

ウ データサイエンスについては、2 単位以上

エ ゼミについては、10 単位

(2) 専門科目については、70 単位以上

五 学校教育学科中高保健体育コース

(1) 共通科目については、教養、語学、保健体育、データサイエンス、キャリア、ゼミの分野から履修すること。

ア 教養については、8 単位以上

イ 語学については、3 単位以上

ウ データサイエンスについては、2 単位以上

エ ゼミについては、10 単位

(2) 専門科目については、70 単位以上

六 学校教育学科中高英語コース

(1) 共通科目については、教養、語学、保健体育、データサイエンス、キャリア、ゼミの分野から履修すること。

- ア 教養については、8 単位以上
- イ 語学については、3 単位以上
- ウ データサイエンスについては、2 単位以上
- エ ゼミについては、10 単位

(2) 専門科目については、70 単位以上

(入学前の既修得単位等の認定)

第24条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において既に修得した単位（科目等履修生により修得した単位を含む。）を本学において修得したものとして認めることができる。

- 2 前項に規定するほか、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った大学以外の教育施設等における学修を本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き第25条第2項及び第25条の2第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度とする。
- 4 既修得単位等の認定等について必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第25条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定により、修得した単位は、60単位を限度として卒業に必要な単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第25条の2 教育上有益と認めるときは、学生が行う大学以外の教育施設等における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として卒業に必要な単位として認めることができる。

(教職課程)

第25条の3 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者（医療科学部は除く。）は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学に教育職員免許状の所要資格を取得させるための課程（以下、「教職課程」という。）を設け、所要の教科・教職に関する専門科目を置く。
- 3 本学において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

生命環境学部

生命科学科

自然環境学科

アニマルサイエンス学科

中学校教諭一種免許状（理科）

高等学校教諭一種免許状（理科）

教育人間科学部

こども学科

幼稚園教諭一種免許状

小学校教諭一種免許状

幼児保育学科

幼稚園教諭一種免許状

学校教育学科小学校コース

小学校教諭一種免許状

学校教育学科中高理科コース

中学校教諭一種免許状（理科）

高等学校教諭一種免許状（理科）

学校教育学科中高保健体育コース

中学校教諭一種免許状（保健体育）

高等学校教諭一種免許状（保健体育）

学校教育学科中高英語コース

中学校教諭一種免許状（英語）

高等学校教諭一種免許状（英語）

4 教職課程について、必要な事項は別に定める。

（学芸員課程）

第25条の4 博物館学芸員の資格を得ようとする者（医療科学部及び教育人間科学部は除く。）は、博物館法で定める規定の単位を修得しなければならない。本学において規定の単位を修得した者には「博物館学芸員資格取得証明書」が交付される。

2 学芸員課程について、必要な事項は別に定める。

（食品衛生管理者・食品衛生監視員課程）

第25条の5 本学の生命科学科に食品衛生管理者・食品衛生監視員の資格を取得させるための課程を置く。

2 食品衛生管理者・食品衛生監視員の資格を取得しようとする者は、食品衛生法及び食品衛生法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。本学において規定の単位を修得した者には「食品衛生管理者・食品衛生監視員資格取得証明書」が交付される。

3 食品衛生管理者・食品衛生監視員課程について、必要な事項は別に定める。

(保育士課程)

第25条の6 本学の教育人間科学部に保育士の資格を取得させるための課程を置く。

2 保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

3 保育士課程について、必要な事項は別に定める。

(アスレティックトレーナー課程)

第25条の7 本学の医療科学部に日本スポーツ協会公認アスレティック

トレーナーの受験資格を取得させるための課程（以下、「アスレティックトレーナー課程」という。）を置く。

2 アスレティックトレーナー課程について、必要な事項は別に定める。

(トレーニング指導者課程)

第25条の8 本学の医療科学部に特定非営利活動法人日本トレーニング指導者協会認

定トレーニング指導者の受験資格を取得させるための課程（以下、「トレーニング指導者課程」という。）を置く。

2 トレーニング指導者課程について、必要な事項は別に定める。

(社会福祉士課程)

第25条の9 本学の医療科学部医療福祉学科に社会福祉士の資格を取得させるための課程を置く。

2 社会福祉士課程について、必要な事項は別に定める。

(介護福祉士課程)

第25条の10 本学の医療科学部医療福祉学科に介護福祉士の資格を取得させるための課程を置く。

2 介護福祉士課程について、必要な事項は別に定める。

(精神保健福祉士課程)

第25条の11 本学の医療科学部医療福祉学科に精神保健福祉士の資格を取得させるための課程を置く。

2 精神保健福祉士課程について、必要な事項は別に定める。

(保健師課程)

第25条の12 本学の医療科学部看護学科に保健師の資格を取得させるための課程を置く。

2 保健師課程について、必要な事項は別に定める。

(臨床工学技士課程)

第25条の13 本学の生命環境学部生命科学科臨床工学コースに臨床工学技士の資格を取得させるための課程を置く。

2 臨床工学技士課程について、必要な事項は別に定める。

（愛玩動物看護師課程）

第25条の14 本学の生命環境学部アニマルサイエンス学科動物看護福祉コースに愛玩動物看護師の資格を取得させるための課程を置く。

2 愛玩動物看護師課程について、必要な事項は別に定める。

（公認心理師課程）

第25条の15 本学の教育人間科学部幼児保育学科に公認心理師の資格を取得させるための過程（以下、「公認心理師課程」という。）を置く。

2 公認心理師課程について、必要な事項は別に定める。

第6章 成績評価及び単位認定

（単位の授与等）

第26条 学生が授業科目を履修した場合には成績の評価を行い、合格者に対して所定の単位を与える。

2 成績評価は、試験、論文、報告書、その他によって行う。

3 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表わし、秀・優・良・可を、合格とする。ただし、卒業研究、フレッシュセミナー、基礎ゼミ及び一部の実習の成績は、合格・不合格で表わす。

（単位の計算方法）

第27条 各授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

一 講義については、毎週1時間から2時間15週の講義をもって1単位とする。

二 演習については、毎週1時間から2時間15週の演習をもって1単位とする。

三 語学・データサイエンス(統計学を除く)については、演習と同一に取扱う。

四 実験・実習・体育実技などの授業については、学習はすべて実験室、実習場、運動場等で行われるものとし、毎週2時間から3時間15週の実験・実習・実技をもって1単位とする。

五 卒業研究の単位については、別に定める。

第7章 卒業及び学位

（卒業）

第28条 本学に4年（第14条第1項の規定により入学した者については、同条第3項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2 卒業の認定は学年度の終りに行う。ただし、やむを得ない事由により、この認定を受けることができなかった者については、次年度の前期の終りにこれを行うことができる。

(学 位)

第29条 学部を卒業した者及び大学院研究科の課程を修了した者には、本学学位規程の定めるところにより学位を授与する。

第8章 入学検定料、入学金及び授業料等**(入学検定料、入学金並びに授業料等の納入)**

第30条 入学検定料、入学金並びに授業料、実験実習費、施設設備費（以下「授業料等」という。）は、別表に定める額とする。入学検定料、入学金及び授業料等は、指定の期日までに納入しなければならない。

2 本学において特別の事情があると認められた者は、前項の規定にかかわらず、授業料等については、分納又は延納を認めることがある。

(退学等の場合の授業料等)

第31条 学期の途中で退学した者及び転学した者は、当該期の授業料等を指定の期日までに全額納入しなければならない。

2 停学者については、停学期間中の授業料等は免除しない。

3 休学が前期又は後期の全期間にわたる場合、当該期の授業料等を免除する。

4 前期又は後期の途中で休学、もしくは復学した者は、休学、又は復学した当該期の授業料等を指定の期日までに全額納入しなければならない。

(既納の入学検定料、入学金及び授業料等)

第32条 既納の入学検定料、入学金及び授業料等は、原則として返還しない。ただし、入学試験合格者が入学手続完了後、入学を辞退し所定の期限までに授業料等の返還を申請した場合は、授業料等を返還する。

(課程履修費)

第33条 教職課程等の履修に要する経費は、別に徴収することがある。

第9章 教職員及び教授会**(教職員の種類)**

第34条 本学に次の教職員を置く。

学長

副学長

学部長

教授

准教授

講師

助教

助手

技術職員

事務職員

- 2 教職員に関する規則は、別に定める。

(教授会)

第35条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、副学長、学部長、専任の教授をもって組織する。ただし、法人の理事又は事務局長は必要に応じ教授会に出席し、意見を述べることができる。

- 3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学及び卒業

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。

- 5 このほか教授会に関し、必要な事項は別に定める。

(部局長会)

第35条の2 本学における管理運営及び教学の重要事項を審議し、その円滑な実施を図るため、部局長会を置く。

- 2 部局長会に関する具体的な事項は別に定める。

第10章 特別聴講学生・科目等履修生・研究生・委託研究生及び外国人留学生

(特別聴講学生)

第36条 他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可し、所定の授業科目を履修させることがある。

- 2 特別聴講学生に関する規則は、別に定める。

(科目等履修生)

第37条 本学生以外の者で本学が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限り選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関する規則は、別に定める。

(研究生)

第38条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育及び研究に支障のない限り、選考の上研究生として入学を許可するこ

とがある。

2 研究生に関する規則は、別に定める。

(委託研究生)

第39条 公共機関その他から委託研究生として受け入れの申出があるときは、別に定めるところにより、選考の上これを許可することがある。

(外国人留学生)

第40条 外国人で本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより、選考の上外国人留学生として入学を許可することがある。

(その他)

第41条 特別聴講学生・科目等履修生・研究生・委託研究生・外国人留学生については、別段の定めのあるものを除くほか、学部学生に関する規則を準用する。

第11章 公開講座

(公開講座)

第42条 本学は、一般人の教養を高め、地方文化の向上に資するため、必要に応じ、公開講座を開設する。

2 公開講座に関する規則は、別に定める。

第12章 賞 罰

(表彰)

第43条 本学学生で性行、学業の特に優秀な者は、これを表彰することがある。

(懲戒)

第44条 本学学生で本学の諸規則に反し、秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び戒告とする。

3 懲戒による退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがない者
- 二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなくて出席常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第13章 図書館・附属施設

(図書館)

第45条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規則は、別に定める。

(研究施設)

第46条 本学に研究施設を置く。

2 研究施設に関する規則は、別に定める。

(厚生施設)

第47条 本学に厚生施設を設ける。

2 厚生施設に関する規則は、別に定める。

第30条による別表

学部・学科 区分	生命環境学部	医療科学部		
	全学科	理学療法・作業療法・柔道整復学科	東京理学療法・東京柔道整復学科	看護学科
入学検定料	35,000円	35,000円	35,000円	35,000円
入学金	260,000円	260,000円	260,000円	260,000円
授業料	860,000円	960,000円	960,000円	860,000円
実験実習費	180,000円	250,000円	250,000円	250,000円
施設設備費	240,000円	340,000円	520,000円	520,000円

学部・学科 区分	医療科学部	教育人間科学部		
	医療福祉学科	こども学科	幼児保育学科	学校教育学科
入学検定料	35,000円	35,000円	35,000円	35,000円
入学金	260,000円	260,000円	260,000円	260,000円
授業料	780,000円	780,000円	780,000円	780,000円
実験実習費	0円	0円	0円	0円
施設設備費	257,000円	190,000円	280,000円	280,000円

備 考

- 1 大学入学共通テスト利用選抜試験の入学検定料は10,000円とする。
- 2 医療科学部（医療福祉学科を除く。）の実験実習費及び施設設備費は2年次から20,000円加算する。
- 3 医療科学部医療福祉学科の施設設備費は、2年次から20,000円加算する。
- 4 教育人間科学部学校教育学科中高保健体育コースの施設設備費は、370,000円とする。
- 5 本表は、令和3年度入学生から適用する。
ただし、入学検定料については、令和4年度入学生に係る入学試験から適用する。

附 則

この学則は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則第 2 条の規定にかかわらず、入学定員は、平成 3 年度から平成 11 年度まで次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員
理工学部	電子・情報科学科	120人
	バイオサイエンス学科	120人
	物質工学科	120人
	経営工学科	120人

附 則

この学則は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、学位に関する規定は平成 6 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 2 条の規定にかかわらず、入学定員は平成 10 年度から平成 11 年度までの間は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (3 年次)	収 容 定 員	
				平成 1 0 年度	平成 1 1 年度
理工学部	電子・情報科学科	120人	5人	485人	490人
	バイオサイエンス 学科	120人	5人	485人	490人
	環境マテリアル学科	120人	5人	485人	490人
	マネジメントシステ ム学科	120人	5人	485人	490人

附 則

この学則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成12年4月1日から施行する。

ただし、第2条の規定にかかわらず、入学定員及び収容定員は平成12年度から平成19年度までの間は次のとおりとする。

	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
メディアサイエンス学科	120	490	120	490	120	490
バイオサイエンス学科	120	490	120	490	120	490
環境マテリアル学科	117	487	114	481	111	472
マネジメントシステム学科	117	487	114	481	111	472

	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
メディアサイエンス学科	120	490	120	490	120	490
バイオサイエンス学科	120	490	120	490	120	490
環境マテリアル学科	108	460	105	448	105	439
マネジメントシステム学科	108	460	105	448	105	439

	平成18年度		平成19年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
メディアサイエンス学科	120	490	120	490
バイオサイエンス学科	120	490	120	490
環境マテリアル学科	105	433	105	430
マネジメントシステム学科	105	433	105	430

附 則

この学則は平成12年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は平成13年4月1日から施行する。
- 第2条の規定及び帝京科学大学学則の一部を改正する学則（平成11年5月21日帝京科総第293号）の附則ただし書きにかかわらず、入学定員及び収容定員は平成13年度から平成19年度までの間は次のとおりとする。

	平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
メディアサイエンス学科	120	490	120	490	120	490
バイオサイエンス学科	200	570	200	650	200	730
環境マテリアル学科	100	467	97	444	94	418
マネジメントシステム学科	48	415	45	340	42	262

	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
メディアサイエンス学科	120	490	120	490	120	490
バイオサイエンス学科	200	810	200	810	200	810
環境マテリアル学科	91	392	91	383	91	377
マネジメントシステム学科	39	184	39	175	39	169

	平成19年度	
	入学定員	収容定員
メディアサイエンス学科	120	490
バイオサイエンス学科	200	810
環境マテリアル学科	91	374
マネジメントシステム学科	39	166

附 則

この学則は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成13年1月6日から施行する。

附 則

- この学則は平成14年4月1日から施行する。
- 第2条の規定及び帝京科学大学学則の一部を改正する学則（平成12年5月22日帝京科総第1140号）の附則ただし書きにかかわらず、入学定員及び収容定員は平成14年度から平成19年度までの間は次のとおりとする。

	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
メディアサイエンス学科	120	490	120	490	120	490
バイオサイエンス学科	140	590	140	610	140	630
環境マテリアル学科	97	444	94	418	91	392
マネジメントシステム学科	—	295	—	165	—	48
アニマルサイエンス学科	99	198	99	302	99	406

	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
メディアサイエンス学科	120	490	120	490	120	490
バイオサイエンス学科	140	570	140	570	140	570
環境マテリアル学科	91	383	91	377	91	374
マネジメントシステム学科	—	—	—	—	—	—
アニマルサイエンス学科	99	406	99	406	99	406

附 則

この学則は平成15年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第796号 平成15年7月11日）

- 1 この学則は平成16年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定及び帝京科学大学学則の一部を改正する学則（平成13年3月23日帝京科総第243号）附則第2項の規定にかかわらず、入学定員及び収容定員は平成16年度から平成19年度までの間は次の通りとする。

	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
メディアサイエンス学科	100	470	100	450	100	430
バイオサイエンス学科	130	620	130	550	130	540
環境マテリアル学科	110	411	110	421	110	434
アニマルサイエンス学科	130	437	130	468	130	499

	平成19年度	
	入学定員	収容定員
メディアサイエンス学科	100	410
バイオサイエンス学科	130	530
環境マテリアル学科	110	450
アニマルサイエンス学科	130	530

附 則（帝京科総第304号 平成16年2月23日）

この学則は平成16年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第522号 平成16年5月12日）

この学則は平成17年4月1日から施行する

附 則（帝京科総第1260号 平成16年8月26日）

この学則は平成17年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第307号 平成17年3月31日）

この学則は平成17年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第308号 平成17年3月31日）

この学則は平成17年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第415号 平成17年4月22日）

- 1 この学則は平成18年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定及び帝京科学大学学則の一部を改正する学則（平成15年7月11日帝京科総第796号）附則第2項の規定にかかわらず、入学定員及び収容定員は平成18年度から平成21年度までの間は次の通りとする。

	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
メディア情報システム学科	77	407	77	364	77	341
バイオサイエンス学科	130	540	130	530	130	530
環境科学科	110	434	110	450	110	450
アニマルサイエンス学科	153	522	153	576	153	599

	平成21年度	
	入学定員	収容定員
メディア情報システム学科	77	318
バイオサイエンス学科	130	530
環境科学科	110	450
アニマルサイエンス学科	153	622

附 則（帝京科総第498号 平成18年6月22日）

この学則は平成19年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第1065号 平成18年10月25日）

この学則は平成19年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第288号 平成19年3月30日）

この学則は平成19年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第991号 平成18年10月10日）

- 1 この学則は平成19年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定及び帝京科学大学学則の一部を改正する学則（平成17年4月22日帝京科総第415号）附則第2項の規定にかかわらず、入学定員及び収容定員は平成19年度から平成22年度までの間は次の通りとする。

	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
メディア情報システム学科	77	364	77	341	77	318
バイオサイエンス学科	120	520	120	510	120	500
環境科学科	100	440	100	430	100	420
アニマルサイエンス学科	173	596	173	639	173	682

	平成22年度	
	入学定員	収容定員
メディア情報システム学科	77	318
バイオサイエンス学科	120	490
環境科学科	100	410
アニマルサイエンス学科	173	702

附 則（帝京科総第1207号 平成18年6月22日）

- 1 この学則は平成19年4月1日から施行する。
- 2 入学定員及び収容定員は平成19年度から平成22年度までの間は次の通りとする。

	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
リハビリテーション学科 理学療法学専攻	40	40	40	80	40	120

	平成22年度	
	入学定員	収容定員
リハビリテーション学科 理学療法学専攻	40	160

附 則（帝京科総第610号 平成19年6月26日）

- 1 この学則は平成20年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定及び帝京科学大学学則の一部を改正する学則（帝京科総第991号 平成18年9月28日）附則第2項の規定にかかわらず、入学定員及び収容定員は平成20年度から平成23年度までの間は次の通りとする。

	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生命科学科	157	157	157	314	157	481
メディア情報システム学科	—	264	—	164	—	82
バイオサイエンス学科	—	390	—	260	—	125
環境科学科	100	430	100	420	100	410
アニマルサイエンス学科	173	639	173	682	173	702

	平成23年度	
	入学定員	収容定員
生命科学科	157	648
メディア情報システム学科	—	—
バイオサイエンス学科	—	—
環境科学科	100	410
アニマルサイエンス学科	173	702

附 則（帝京科総第733号 平成19年7月31日）

- 1 この学則は平成20年4月1日から施行する。
- 2 入学定員及び収容定員は平成20年度から平成23年度までの間は次の通りとする。

	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
作業療法学科	40	40	40	80	40	120

	平成23年度	
	入学定員	収容定員
作業療法学科	40	160

附 則（帝京科総第609号 平成19年6月29日）

- 1 この学則は平成20年4月1日から施行する。
- 2 入学定員及び収容定員は平成20年度から平成23年度までの間は次の通りとする。

	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
こども学科	50	50	50	100	50	155

	平成23年度	
	入学定員	収容定員
こども学科	50	210

附 則（帝京科総第146号 平成20年3月26日）

この学則は平成20年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第555号 平成20年6月19日）

- 1 この学則は平成21年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定及び帝京科学大学学則の一部を改正する学則（帝京科総第610号 平成19年6月26日及び帝京科総第1207号 平成18年6月22日）附則第2項の規定にかかわらず、入学定員及び収容定員は平成21年度から平成24年度までの間は次の通りとする。

	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生命科学科	60	217	60	287	60	357
メディア情報システム学科	—	164	—	82	—	—
バイオサイエンス学科	—	260	—	125	—	—
環境科学科	100	430	100	420	100	410
アニマルサイエンス学科	230	739	230	816	230	873

	平成24年度	
	入学定員	収容定員
生命科学科	60	260
メディア情報システム学科	—	—
バイオサイエンス学科	—	—
環境科学科	100	410
アニマルサイエンス学科	230	930

	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
理学療法学科	80	160	80	240	80	280

	平成24年度	
	入学定員	収容定員
理学療法学科	80	320

附 則 （帝京科総第553号 平成20年6月19日）

1 この学則は平成21年4月1日から施行する。

	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
柔道整復学科	60	60	60	120	60	180

	平成24年度	
	入学定員	収容定員
柔道整復学科	60	240

附 則（帝京科総第227号 平成21年3月25日）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 （帝京科総第196号 平成21年3月27日）

1 この学則は平成22年4月1日から施行する。

2 第2条の規定及び帝京科学大学学則の一部を改正する学則（帝京科総第555号 平成20年6月19日）附則第2項の規定にかかわらず、入学定員及び収容定員は平成22年度から平成25年度までの間は次の通りとする。

	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生命科学科	80	307	80	397	80	320
メディア情報システム学科	—	82	—	—	—	—
バイオサイエンス学科	—	125	—	—	—	—
自然環境学科	100	410	100	410	100	410
アニマルサイエンス学科	300	886	300	1013	300	1140

	平成25年度	
	入学定員	収容定員
生命科学科	80	340
メディア情報システム学科	—	—
バイオサイエンス学科	—	—
自然環境学科	100	410
アニマルサイエンス学科	300	1210

	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
東京理学療法学科	80	80	80	160	80	240
東京柔道整復学科	90	90	90	180	90	270

	平成25年度	
	入学定員	収容定員
東京理学療法学科	80	320
東京柔道整復学科	90	360

	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
児童教育学科	200	200	200	400	200	600

	平成25年度	
	入学定員	収容定員
児童教育学科	200	800

附 則（帝京科総第123号 平成22年3月28日）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第147号 平成23年3月19日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第78号 平成24年3月29日）

1 この学則は平成24年4月1日から施行する。

2 第2条の規定及び帝京科学大学学則の一部を改正する学則（帝京科総第553号 平成20年6月19日）附則第1項（帝京科総第196号 平成21年3月27日）附則第2項の規定にかかわらず、入学定員及び収容定員は平成24年度から平成27年度までの間は次の通りとする。

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生命科学科	80	320	80	340	80	340
メディア情報システム学科	—	—	—	—	—	—
バイオサイエンス学科	—	—	—	—	—	—
自然環境学科	100	410	100	410	100	410
アニマルサイエンス学科	250	1090	250	1110	250	1060

	平成27年度	
	入学定員	収容定員
生命科学科	80	340
メディア情報システム学科	—	—
バイオサイエンス学科	—	—
自然環境学科	100	410
アニマルサイエンス学科	250	1010

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
理学療法学科	80	320	80	320	80	320
作業療法学科	40	160	40	160	40	160
柔道整復学科	30	210	30	180	30	150
東京理学療法学科	80	240	80	320	80	320
東京柔道整復学科	90	270	90	360	90	360
看護学科	80	80	80	160	80	240

	平成27年度	
	入学定員	収容定員
理学療法学科	80	320
作業療法学科	40	160
柔道整復学科	30	120
東京理学療法学科	80	320
東京柔道整復学科	90	360
看護学科	80	320

附 則（帝京科総第298号 平成25年5月8日）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第808号 平成26年10月11日）

この学則は平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は平成27年4月1日から施行する。

2 第2条の規定及び帝京科学大学学則の一部を改正する学則（帝京科総第553号 平成20年6月19日）附則第1項（帝京科総第196号 平成21年3月27日）附則第2項の規定にかかわらず、入学定員及び収容定員は平成27年度から平成30年度までの間は次の

とおりとする。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生命科学科	80	320	80	340	80	340
自然環境学科	100	410	100	410	100	410
アニマルサイエンス学科	290	1050	290	1090	290	1130

	平成30年度	
	入学定員	収容定員
生命科学科	80	340
自然環境学科	100	410
アニマルサイエンス学科	290	1170

附 則（帝京科総第354号 平成28年5月6日）

- この学則は平成28年4月1日から施行する。
- 第2条の規定にかかわらず、入学定員及び収容定員は平成28年度から平成31年度までの間は次のとおりとする。

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
理学療法学科	80	320	80	320	80	320
作業療法学科	40	160	40	160	40	160
柔道整復学科	30	120	30	120	30	120
東京理学療法学科	80	320	80	320	80	320
東京柔道整復学科	90	360	90	360	90	360
看護学科	80	320	80	320	80	320
医療福祉学科	80	80	80	160	80	250

	平成31年度	
	入学定員	収容定員
理学療法学科	80	320
作業療法学科	40	160
柔道整復学科	30	120
東京理学療法学科	80	320
東京柔道整復学科	90	360
看護学科	80	320
医療福祉学科	80	340

	平成28年度		平成29年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
児童教育学科	—	600	—	400
幼児保育学科	100	100	100	200
学校教育学科小学校コース	40	40	40	80
学校教育学科中高理科コース	20	20	20	40
学校教育学科中高保健体育コース	40	40	40	80

	平成30年度		平成31年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
児童教育学科	—	200	—	—
幼児保育学科	100	300	100	400
学校教育学科小学校コース	40	120	40	160
学校教育学科中高理科コース	20	60	20	80
学校教育学科中高保健体育コース	40	120	40	160

附 則（帝京科総第353号 平成29年4月12日）

- この学則は平成29年4月1日から施行する。
- 第2条の規定にかかわらず、入学定員及び収容定員は平成29年度から平成32年度までの間は次のとおりとする。

	平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生命科学科	100	360	100	380	100	400
自然環境学科	100	410	100	410	100	410
アニマルサイエンス学科	290	1130	290	1170	290	1170

	平成32年度	
	入学定員	収容定員
生命科学科	100	420
自然環境学科	100	410
アニマルサイエンス学科	290	1170

附 則（帝京科総第245号 平成30年3月28日）

- この学則は平成30年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第282号 平成31年4月10日）

- この学則は平成31年4月1日から施行する。
- 第2条の規定にかかわらず、入学定員及び収容定員は平成31年度から平成34年度までの間は次のとおりとする。

	平成31年度		平成32年度		平成33年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
理学療法学科	80	320	80	320	80	320
作業療法学科	40	160	40	160	40	160
柔道整復学科	30	120	30	120	30	120
東京理学療法学科	80	320	80	320	80	320
東京柔道整復学科	90	360	90	360	90	360
看護学科	80	320	80	320	80	320
医療福祉学科	50	310	50	280	50	250

	平成34年度	
	入学定員	収容定員

理学療法学科	80	320
作業療法学科	40	160
柔道整復学科	30	120
東京理学療法学科	80	320
東京柔道整復学科	90	360
看護学科	80	320
医療福祉学科	50	220

	平成31年度		平成32年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
幼児保育学科	100	400	100	400
学校教育学科小学校コース	40	160	40	160
学校教育学科中高理科コース	20	80	20	80
学校教育学科中高保健体育コース	40	160	40	160
学校教育学科国際英語コース	30	30	30	60

	平成33年度		平成34年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
幼児保育学科	100	400	100	400
学校教育学科小学校コース	40	160	40	160
学校教育学科中高理科コース	20	80	20	80
学校教育学科中高保健体育コース	40	160	40	160
学校教育学科国際英語コース	30	90	30	120

附 則（帝京科総第185号 令和2年4月1日）

この学則は令和2年4月1日から施行し、第15条については、令和2年4月1日に自
学部内への転学科・転コース若しくは他学部への転学科又は転入学を許可されたものか
ら適用する。

附 則（帝京科教第332号 令和2年6月3日）

この学則は令和2年4月20日から施行する。

附 則（帝京科教第141号 令和3年3月24日）

この学則は令和3年4月1日から施行する。

附 則（帝京科教第134号 令和4年3月30日）

この学則は令和4年4月1日から施行する。

附 則（帝京科教第102号 令和5年3月29日）

1 この学則は令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年3月31日における教育人間科学部学校教育学科国際英語コースの在学者
については、この学則の改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（帝京科教第79号 令和6年3月27日）

この学則は令和6年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第193号 令和6年9月20日）

この学則中第14条第3項の規定は、令和6年12月1日から施行する。

附 則（帝京科教第 86 号 令和 7 年 3 月 27 日）

この学則は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（帝京科入第 176 号 令和 7 年 5 月 28 日）

この学則は、令和 7 年 5 月 2 6 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。